

金融機関の情報利用と守秘義務を めぐる法的問題

2008年5月

金 融 法 務 研 究 会

は し が き

本報告書は、金融法務研究会第1分科会における平成18年度の研究成果である。

金融法務研究会は、平成2年10月の発足以来、最初のテーマとして、各国の銀行取引約款の検討を取り上げ、その成果を平成8年2月に「各国銀行取引約款の検討—そのⅠ・各種約款の内容と解説」として、また平成11年3月に、「各国銀行取引約款の比較—各国銀行取引約款の検討 そのⅡ」として発表した。平成11年1月以降は、金融法務研究会を第1分科会（主査：岩原紳作東京大学大学院法学政治学研究科教授）と第2分科会（主査：能見善久学習院大学法科大学院教授）とに分けて研究を続けている。

第1分科会では、平成11年度に「チェック・トランケーションにおける法律問題」を、平成12年度・13年度に「金融機関のグループ化と守秘義務」を、平成14年度上期に「チェック・トランケーション導入にあたっての法的課題の再検証」を、平成14年度下期から平成15年度にかけて「社債管理会社の法的問題」を、平成16年度に「電子マネー法制」を、平成17年度に「金融グループの組織再編とコーポレート・ガバナンス」を、それぞれテーマとして取り上げ、報告書を発表している。同分科会では、平成18年度は「金融機関の情報利用と守秘義務をめぐる法的問題」をテーマとして取り上げ、そこでの研究成果が本報告書である。なお、同分科会では、引き続き平成19年度には、「金融機関における利益相反の類型と対応のあり方」をテーマとして取り上げ、研究を続けている。

本報告書では、第1章で「最近のアメリカにおける金融機関の守秘義務に関する動向」（神田秀樹担当）、第2章で「ドイツ金融機関グループにおける個人情報の伝達・利用について」（前田重行担当）、第3章で「個人情報保護と守秘義務との関係」（山下友信担当）、第4章で「銀行の守秘義務の本質—債権譲渡を題材に」（森下哲朗担当）および第5章で「金融機関グループ内における顧客情報の管理」（岩原紳作担当）を取り上げている。

同分科会では、上述したように平成12・13年度に「金融機関のグループ化と守秘義務」をテーマとする報告書（以下、「前報告書」という）を刊行しているが、本報告書第1章および第2章では主として、その後のアメリカおよびドイツにおける主要な動向について検討されている。また、前報告書の刊行後の平成15年に個人情報保護法が制定されており、本報告書第3章では、主として、同法と守秘義務との関係について検討されている。本報告書第4章では、主として、債権譲渡や債権流動化に伴い債務者に関する情報を債権の譲受人に提供することが許されるかという観点から銀行の守秘義務を検討している。最後に第5章では、すでに形成された金融グループ内（企業の組織変更に伴う顧客情報の承継については前報告書で検討してい

る)の顧客情報管理の問題について、個人情報保護法および銀行法の規定と関連させながら検討している。

金融機関の情報利用と守秘義務との関係については、金融機関において大きな関心が持たれており、本報告書が少しでも各方面のお役に立つことがあれば望外の幸せである。

なお、本研究会には、銀行の法務分野から実務を担当する方にオブザーバーとしてご参加いただいている。また、事務局を全国銀行協会金融調査部にお願いしている。

最後に、本報告書の作成にあたって尽力を惜しまれなかったオブザーバーおよび事務局の方々に心から御礼を申し上げたい。

平成 20 年 5 月

金融法務研究会座長

前 田 庸

目 次

第1章 最近のアメリカにおける 金融機関の守秘義務に関する動向（神田秀樹）	1
1 概要	1
2 GLB法	1
(1) GLB法の構成	1
(2) 非公開個人情報の開示	1
(3) 情報の関係者との共有	3
(4) その後の動向	3
3 連邦公正信用報告法	3
(1) 概要	3
(2) 2003年改正	4
(3) 州法との関係	4
第2章 ドイツの金融機関グループにおける 個人情報の伝達・利用について（前田重行）	5
1 序論	5
2 銀行コンツェルン等の金融機関グループ内における 顧客の個人情報の伝達に対する規整	7
3 銀行コンツェルン等の金融機関グループにおける信用リスクおよび 顧客のデフォルトの危険性の把握のための個人情報の伝達の問題	10
4 2006年信用制度法改正による個人情報の収集・移転等の許容	14
(1) 緒論	14
(2) 2006年信用制度法改正とバーゼルⅡ規制の導入	15
(3) 改正信用制度法10条による自己資本規制と個人情報の扱い	16
5 むすび	19

第3章 個人情報保護と守秘義務との関係（山下友信）	22
1 はじめに	22
2 個人情報保護法における個人情報の第三者提供	22
(1) 事前の同意に基づく提供の原則	23
(2) 法定の事由がある場合の例外	23
(3) 事前の同意がないがオプト・アウト原則の下に置かれた場合の例外	25
(4) 第三者提供に該当しないとされる場合	25
3 守秘義務とその限界	27
4 ドイツにおける考え方	28
5 他事業分野における考え方	30
(1) 医療	30
(2) 電気通信	32
6 銀行顧客の個人情報についての検討	33
(1) 総説	33
(2) 個人情報の類型	34
(3) 第三者提供の認められる類型	35
(4) まとめ	36
第4章 銀行の守秘義務の本質—債権譲渡を題材に（森下哲朗）	38
1 銀行の守秘義務を巡る従来の学説と判例	38
(1) 学説	38
(2) 判例	42
(3) 個人情報保護法	48
2 債権譲渡と守秘義務	49
3 ドイツ	54
4 銀行の守秘義務の本質	59

第5章 金融機関グループ内における顧客情報の管理（岩原紳作）	61
1 序	61
2 法規制	62
(1) 個人情報保護法に関連する規制	62
(2) 銀行法に基づく規制	64
(3) その他	66
3 検討	66
(1) 個人情報保護法の規制と銀行の守秘義務	66
(2) 銀行法等に基づく例外	68